

Title	欧州委員会におけるインパクト・アセスメントの展開 動向に関する考察
Author(s)	野呂, 高樹
Citation	年次学術大会講演要旨集, 25: 427-430
Issue Date	2010-10-09
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/9330
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載する ものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

2 B 2 6

欧州委員会におけるインパクト・アセスメントの展開動向に関する考察

○野呂 高樹（財団法人未来工学研究所）

1. 問題の背景・意識

欧州委員会では、新たな取組を提案する前にそれが有すると思われる潜在的な経済的、社会的、環境的な結果を評価する。インパクト・アセスメント（Impact Assessment：以下 IA と略）はこれを行う一連の論理的なステップである。IA は、見込まれる政策オプションの潜在的なインパクトを評価することによって、その利点や不利な点に関して政策立案者にエビデンスを用意するプロセスである。

欧州委員会における IA は、2002 年より実施され、2009 年にガイドラインの改訂がなされたところである。この改訂においては、手続きや分析手順などに追加変更がなされている。特に社会的インパクト（Social Impacts）や中小企業に関するインパクト、国際/地域レベルでのインパクトなど、我が国においても注目される項目が挙げられており、社会的インパクトについては、ガイダンスや方法論のレビューなどが公表されている。そこで今回は、これらの Web・資料等の分析から我が国への含意を抽出することを試みたい。

2. インパクト・アセスメントの展開

2.1 発端となった評議会とインパクト・アセスメントの必要性

2001 年 6 月の the Göteborg European Council 及び同年 12 月の the Laeken European Council において、下記の 2 つの政治的配慮が導入された。

- ・政策提案の経済的、社会的および環境の観点からの効果を考慮する
- ・EU における規制環境を簡素化・改善する

この取り決めどおりに委員会は 2002 年にインパクト・アセスメントの新たな方法を定め、それまでの単一セクター型のアセスメントを統合・置き換えさせた。ステークホルダーとの広範囲な協議が IA プロセスの不可欠な部分である。この新たな IA システムは Better Regulation Action Plan のアクションでもあり、後（2005 年）の Lisbon Strategy for growth and jobs となる。

IA は最も重要な委員会の新たな取組にとって必要であり、インパクトに至るものでなければならないが、次の項目のために準備される。

- ・経済的、社会的、環境面でかなりのインパクトを持つ立法化による提案書
- ・将来の政策を明確にする立法化によらない新たな取組（論文やアクションプラン、支出プログラム、国際協定のためのガイドライン交渉など）
- ・かなりのインパクトの可能性のある信頼できる実施測定

毎年、Impact Assessment Board や委員会部局に参与する Secretariat General は出てくるすべての取組をふるいにかけ、IA が必要とされるものを決める。

2.2 Commission Impact Assessment Guidelines

委員会のガイドラインは、異なる政策オプションの潜在的なインパクトを評価するための委員会の諸サービスに対する一般的なガイダンスを与えている。

ガイドラインは 2009 年に下記の点に基づき改訂された。

- ・IA を準備する委員会の諸サービスの経験
- ・2006 年につくられた独立した Impact Assessment Board の経験
- ・the High Level Group of National Experts on Better Regulation からのインプット
- ・2006-2007 年における委員会の IA システムの外部評価
- ・2008 年中頃に開催された IA ガイドラインに関する公の協議

これらのガイドラインは、2005 年および 2006 年にも改訂されている。

2.3 委員会部局の主要な手続きのステップ

- 1) IA をプランニングする：ロードマップや委員会の戦略プランニング及びプログラミング（SPP）のサイクルとタイムテーブル
- 2) IA プロセスの全段階を通じた IA 支援ユニットと緊密な作業を行う
- 3) IA の運営グループを立ち上げて、すべての IA 作業フェーズへ関与させる
- 4) 利害関係者に助言を求めて見解を収集し、結果を分析する
- 5) IA の分析を実行する
- 6) IA レポートにおいて分かったことを提示する
- 7) Impact Assessment Board (IAB) へ要旨と一緒に IA レポートのドラフトを提示し、改訂版の再提出に要する時間を考慮に入れる
- 8) IAB の提言を踏まえて IA レポートを仕上げる
- 9) IA レポートと IAB の意見が提案に沿って部局間の協議に入る
- 10) IA レポート、要旨、IAB の意見、提案を the College of Commissioners に提出する
- 11) 他の EU の機関に提案とともに IA レポート、要旨を伝達する
- 12) 最終版の IA レポートと IAB の意見を専用ウェブサイト公開する
- 13) 新しい情報を踏まえたり、欧州議会や評議会からの要求に即したりして、委員会は IA レポートの更新を決める

2.4 Impact Assessment Board (IAB)

Impact Assessment Board (IAB)は、委員会の長の権限のもとで行われる中心的な質のコントロール機能・サポート機能を担い、2006 年の終わりにつくられた。より良い規制に責任を持つ副事務総長を議長としている。

IAB は委員会のすべてのインパクト・アセスメントに関するオプションを分析し公表する。IAB は政策立案部局から独立しており、そのメンバーはインパクト・アセスメントの三本柱：経済、社会、環境のインパクトに直接関連する委員会の部局の高級官僚である。IAB は外部の専門家を動員することも出来、インパクト・アセスメントの準備の初期段階で方法論に関して委員会の各部局に助言を与えることもする。

IAB の選択には拘束力がない。しかし、その選択は委員会の政策立案のいたるところで IA レポートとともにドラフトの取組で伴われる。委員会のインパクト・アセスメントは補助であって政治的判断のための代替ではない。最終的には委員会がその取組を採用するかどうかを決定するが、インパクト・アセスメントと IAB の選択は考慮に入れられる。IAB の作業は透明性が高く、すべてのインパクト・アセスメントおよび IAB の選択は、委員会が関連する提案書を採用したら公開されることになっている。

3. 2009 年に改訂されたインパクト・アセスメントのガイドライン

最近のガイドラインの改訂としては 2009 年になされたところであるが、この改訂においては手続きや分析手順などに追加変更がなされている。特に社会的インパクト（Social Impacts）や中小企業に関するインパクト、国際/地域レベルでのインパクトなど、我が国においても注目される項目が挙げられている。以下では社会的インパクト（Social Impacts）について考察してみたい。

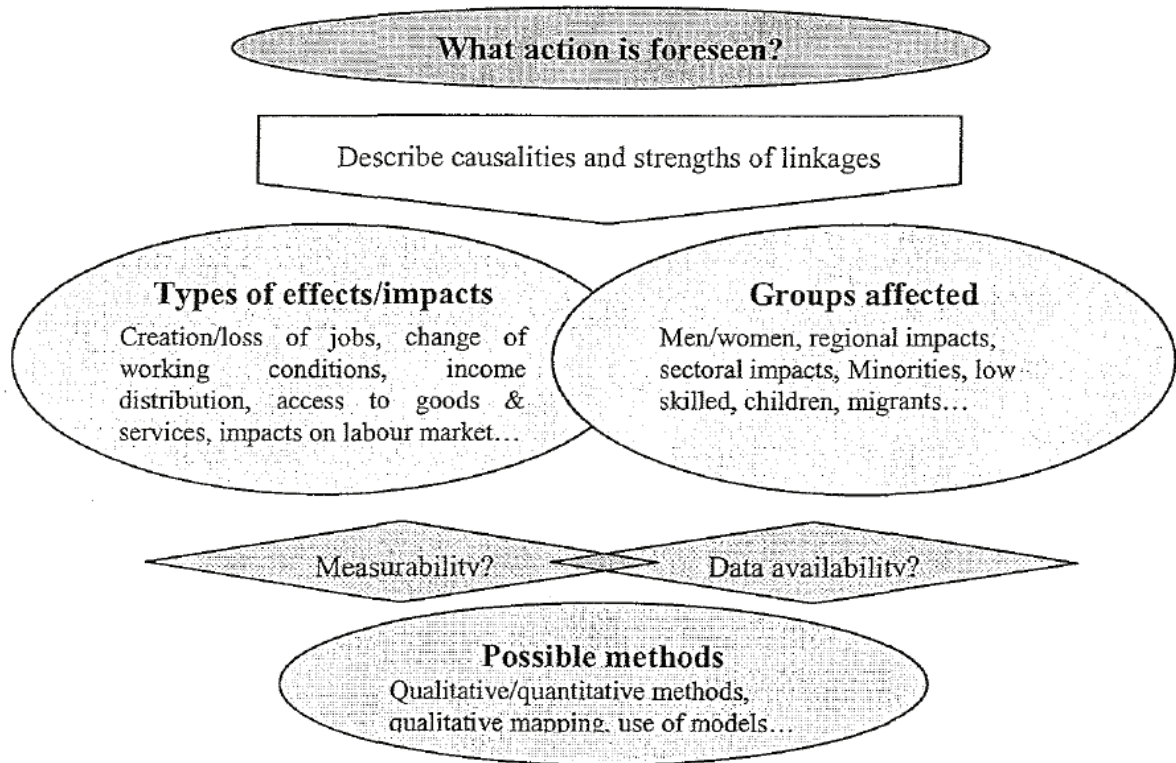
政策ドメインとしては、下記の 6 つをカバーし、各ドメインは 3 つのセクションを含んでいる。

- (i) 雇用および労働市場
- (ii) 仕事の質に関連する標準および権利
- (iii) 社会的包摂および特定グループの保護
- (iv) 待遇や機会の平等、非差別
- (v) 社会的保護、健康、社会保障、教育システム
- (vi) 公共衛生および安全性

- (a) 行動のための合意根拠および欠くことのできない政策的特徴を記述した簡潔なイントロダクション
- (b) 社会的インパクトおよび潜在的な効果を分析するときに考察される IA ガイドラインからの質問
- (c) 質問に対する回答を編集する際に使われるエビデンスのソース

また、社会的インパクトを評価するには、下記の 이슈の連関性を考慮する必要がある。

- 1) 何を意図しているか (政策オプション)
- 2) どんな効果が生み出されるか (インパクトのタイプ)
例：雇用の質・量の変化や職業形態、世帯収入、就労条件など
- 3) 誰に影響が及ぶか (ソーシャル・グループ)
例：ジェンダーや貧困等の観点
- 4) どんなエビデンスや手法が潜在的インパクトを評価するために使われうるか
例：DG EMPL の評価・IA ユニットや IA Tool など



出典：European Commission: Guidance for assessing Social Impacts within the Commission Impact Assessment system, 2009

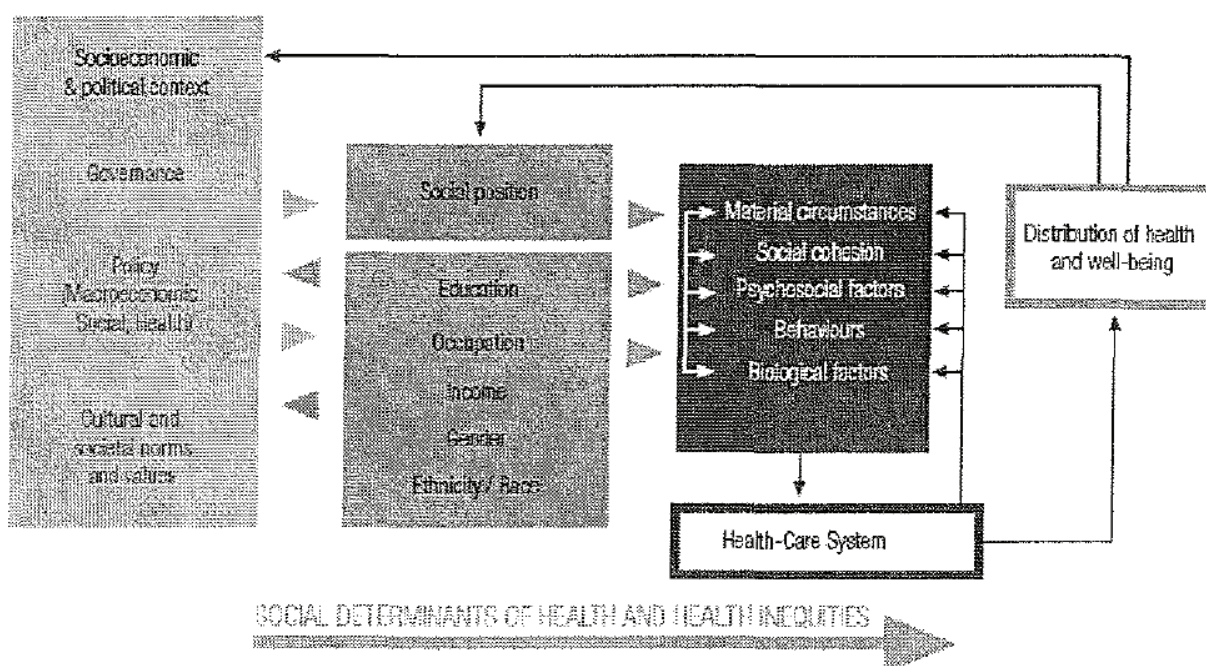
4. 我が国への含意

事前評価に関しては、我が国においても最近では規制をはじめとして研究開発プログラム等にも適用を進めているところであるが、定量的な指標づくりを含めて試行錯誤の状況と言えよう。これは欧米にも共通することであり、広くイノベーション政策の評価方法にも通じる課題である。今回対象にした欧州委員会におけるインパクト・アセスメントの取組は、2002年から試行的に開始され、第6次フレームワーク・プログラムの多くで活用されてきた。2009年のガイドラインの改訂においては、手続きや分析手順などに追加変更がなされて、特に社会的インパクト (Social Impacts) や中小企業に関するインパクト、国際/地域レベルでのインパクトなど、我が国においても注目される項目が挙げられており、社会的インパクトについては、ガイダンスや方法論のレビューなどが公表されている。こういった「知の伝播」「改訂を重ねた知の蓄積」については、我が国では不備な点が多く、数年で人事異動する現状の業務システムではパフォーマンスの向上が期待しにくい。その点では、欧州委員会における評価の組織的な取組から学べる点は数多く存在するものであり、米国や豪州、アジアと並んで引き続き欧州の動向をウォッチしていくことが肝要であろう。実務的で効果の高いPDCAサイクルを実現するには、各国の動向調査と国内における試行・実証施策が更に求められる。

5. 主要参考文献・ウェブサイト

- European Commission – Impact Assessment
http://ec.europa.eu/governance/impact/index_en.htm
- European Commission: Commission Impact Assessment Guidelines, January 2009.
- Impact Assessment Board: Report for the year 2009, 2010.
- European Commission: COMMUNICATION FROM THE COMMISSION ON IMPACT ASSESSMENT, Commission Communication COM(2002)276, 2002.
- European Commission: External Evaluation of the Commission's Impact Assessment System, 2007.
- European Commission: Guidance for assessing Social Impacts within the Commission Impact Assessment system, 2009.

[参考]



出典：WHO's Commission on Social Determinants of Health, "Closing the gap in a generation", 2008